

個人情報保護法と図書館

田中敦司

名古屋市鶴舞中央図書館

2005年4月1日、個人情報保護法が全面施行された。書店には関連図書が山積みされ、雑誌にもさまざまな特集が掲載された。しかし、地方自治体の反応、とくに図書館の反応はどうであったのか。実はいちばん出遅れていたのではないか。これは、図書館が個人情報保護について鈍感だったことを表すものではない。図書館には50年に及ぶ「図書館の自由宣言」の実践と経験があったからであろう。すなわち、図書館界が「利用者の秘密を守る」と言い続けてきた姿勢に、世の中が追いついてきたということなのである。ただし、注意しなければならないのは、個人情報保護とプライバシー保護はまったくイコールではないことである。

[はじめに自由宣言ありき]

1954年5月全国図書館大会で採択

社団法人である日本図書館協会つまり民間団体制定によるところがよかったと言われる。

[個人情報保護法とはどんな法律なのか]

関連5法。つまり、図書館といっても、その設立母体によって、適用される法律が異なるということである。

[共通部分と個別対応の部分]

各法律に共通する部分と個別適用の部分。地方自治体立の公共図書館の場合は、各自治体の個人情報保護条例に依拠する。ほとんどの場合、図書館の資料は適用除外とされている。

[独立行政法人立大学の図書館と私立大学の図書館では扱いが違うのか]

法律を読むと除外規定がある。図書館はここに該当するから、心配はない。

[これまでの実践をさらに積み上げて]

図書館の自由について、これまでは説明しても理解してもらうのに手間取った。しかし、時代は追い風になった。利用者の登録申込書は大切なものであり、保護すべきものだという事を説明しつつ、利用者の読書の秘密も同様にあるいはそれ以上に保護すべきものだという事を、追い風に乗って宣伝していけるはずである。

参考文献：新保史生「図書館と個人情報保護法」、『情報管理』Vol.47No.12（2005.3）